

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 4 月15日
【計算期間】	第 1 期（自 平成20年 1 月16日 至 平成21年 1 月15日）
【ファンド名】	世界 R E I T ベストセレクション・ラップ（為替ヘッジなし）
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 岩間 陽一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	尾崎 正幸
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 2 番 1 号
【電話番号】	0 3 - 3 2 1 2 - 8 4 2 1
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として世界の証券取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）上場（上場予定を含みます。以下同じ。）あるいは店頭登録（登録予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を投資対象とする「東京海上グローバルＲＥＩＴマザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券を主要投資対象とします。

基本的性格

当ファンドは、追加型投信／海外／不動産投信に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表		
単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 （ ） 資産複合

属性区分表				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル （日本を除く）	ファミリーファンド	あり （ ）
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回 （隔月）	欧州		
不動産投信	年12回 （毎月）	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 （投資信託証券（不動産投信））	日々	オセアニア		
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 （ ）	中南米		
		アフリカ		
		中近東 （中東）		
		エマージング		

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第8条第2号に規定する証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

商品分類の定義は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

	格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
資産複合	資産配分固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
	資産配分変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（複数の新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経 2 2 5	目論見書または投資信託約款において、日経 2 2 5 に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	T O P I X	目論見書または投資信託約款において、T O P I X に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分の定義は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより3,000億円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

ファンドの特色

- 主として世界の不動産投資信託証券（R E I T）を投資対象とする「東京海上グローバル R E I T マザーファンド」受益証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保を目指します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 当ファンドは、S & P 先進国 R E I T 指数（除く日本、配当込み、円換算、円ヘッジなし）をベンチマークとし、中長期的にこれを上回る投資成果を目指します。

定性評価と定量評価の両面からの投資価値の分析を通じて個別銘柄の選定を行い、国・地域別配分および個別銘柄が保有する不動産の種類等の分散も考慮してポートフォリオを構築します。なお、組み入れる不動産投資信託証券は、ベンチマークの構成国・地域以外の投資信託証券を組み入れることがあります。

S & P 先進国 R E I T 指数は、スタンダード・プアーズ社（以下、S & P 社といいます。）の持つグローバル・インデックスである S & P グローバル株価指数から、世界各国の R E I T 及び R E I T 制度と同様の制度に基づく銘柄を抽出して算出する指数で、浮動株修正時価総額に基づいて毎日算出されます。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しを実施されます。S & P 先進国 R E I T 指数（除く日本、配当込み、円換算、円ヘッジなし）は、S & P 先進国 R E I T 指数（除く日本、配当込み、米ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。S & P 先進国 R E I T 指数の所有権及びその他一切の権利は、S & P 社が有しています。S & P 社は、同指数等の算出にかかる誤謬等に関し、いかなる者に対しても責任を負うものではありません。

- 運用にあたっては、「三菱アセット・ブレインズ株式会社」の助言に基づき選定した投資顧問会社の運用助言を活用します。

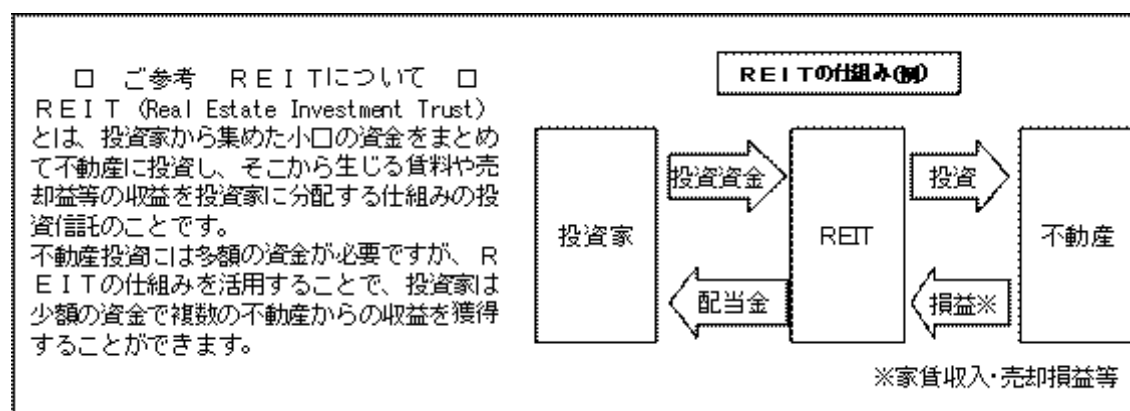
三菱アセット・ブレインズ株式会社の概要

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 1 0 8 5 号
 加入協会名称 社団法人 日本証券投資顧問業協会
 設立年月日 : 平成10年12月25日 主な事業内容

所在地 : 東京都千代田区丸の内
 資本金 : 4億8千万円

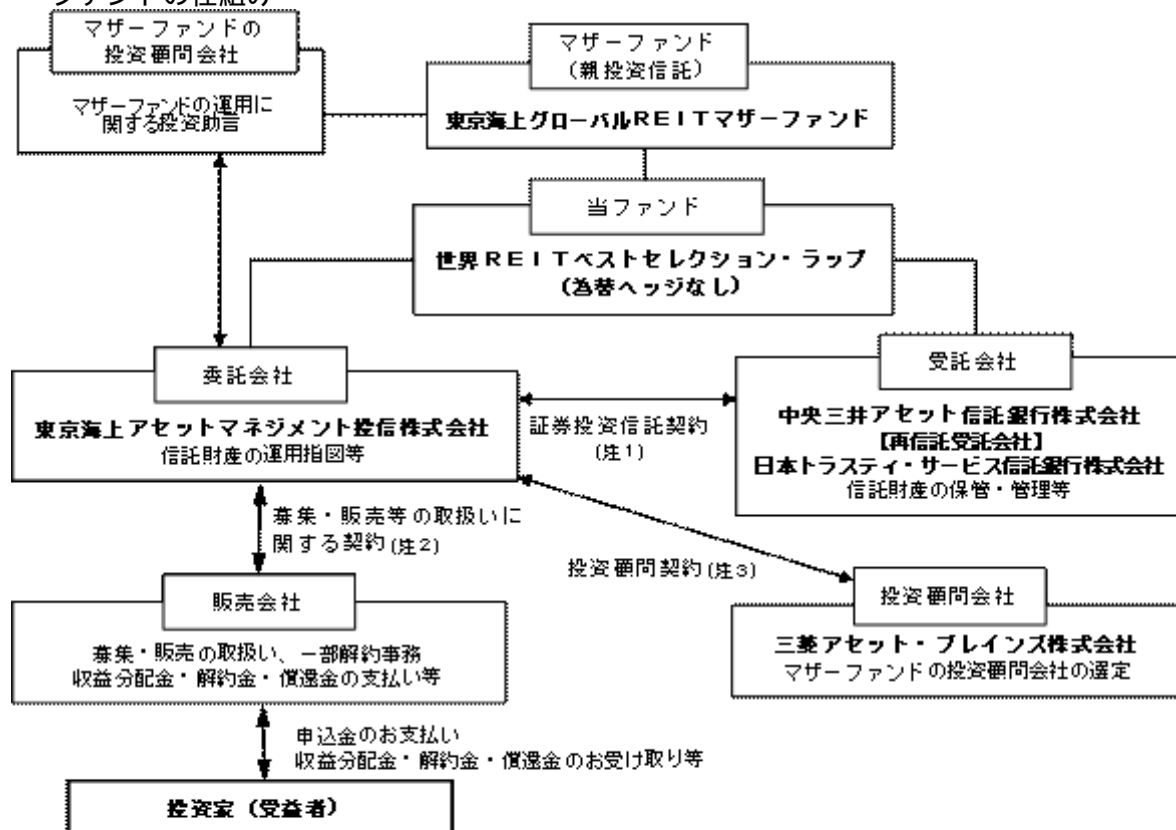
投資信託に関する調査、評価ならびに情報提供業務
 投資信託の販売・商品等に係わるコンサルティング投資
 投資信託に関する投資助言業務

国内において、投資信託の評価業界に本格的な定性評価手法をいち早く導入し、投資信託委託会社、投資信託販売会社、確定拠出年金の運営管理機関などに、高品質な評価情報を継続的に提供しています。この定性評価は、投資信託委託会社に対する詳細なアンケート調査からスタートし、ファンド・マネージャーに対する直接インタビュー等の詳細な分析・評価を経て完成します。



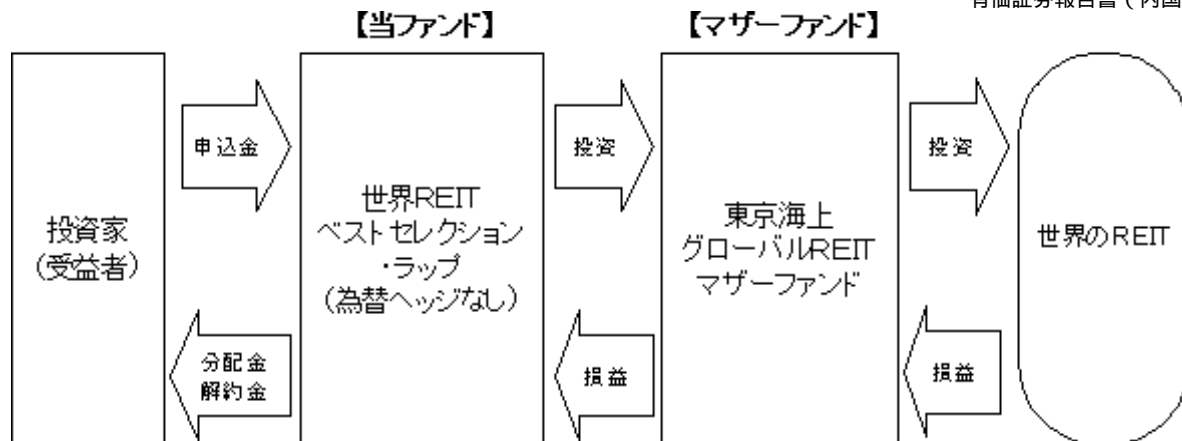
(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- (注1) ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。
 (注2) 販売会社が行う取得申込の受付、解約請求の受付、収益分配金・解約金・償還金の支払い等について規定されています。
 (注3) 信託財産の運用に関する投資助言の内容等が規定されています。

<ファミリーファンドの仕組み>



「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（親投資信託）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、将来、新たなベビーファンドを設定し、マザーファンドへ投資することがあります。

委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント投信株式会社
- ・資本金の額 20億円（平成21年2月末日現在）
- ・会社の沿革

昭和60年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立

昭和62年2月 投資顧問業者として登録

同年6月 投資一任業務認可取得

平成3年4月 国内および海外年金の運用受託を開始

平成10年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得

平成19年9月 金融商品取引業者として登録

- ・大株主の状況（平成21年2月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1．基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2．運用方法

(1) 主要投資対象

主として世界の証券取引所上場あるいは店頭登録の不動産投資信託証券（REIT）を投資対象とする「東京海上グローバルREITマザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として世界の不動産投資信託証券（REIT）を投資対象とするマザーファンド受益証券に投資します。

S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算、円ヘッジなし）をベンチマークとして、中長期的にこれを上回る投資成果を目指します。

運用助言会社の選定にあたっては、委託会社が選定した投資顧問会社の助言を活用します。

投資信託証券の選定および組入比率の決定については、運用助言会社の運用助言に基づいて決定します。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等の事情によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

- 1．当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）

有価証券

金銭債権（ に掲げるものに該当するものを除きます。）

約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

- (2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

2. 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託会社として締結された「東京海上グローバルREITマザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

- (2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)の証券の性質を有するもの

- (3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権と社債券とが一体となった新株引受権付債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

- (4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

なお、上記(3)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (1) 預金

- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

- (3) コール・ローン

- (4) 手形割引市場において売買される手形

4. 上記2. の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<参考情報> マザーファンドについて

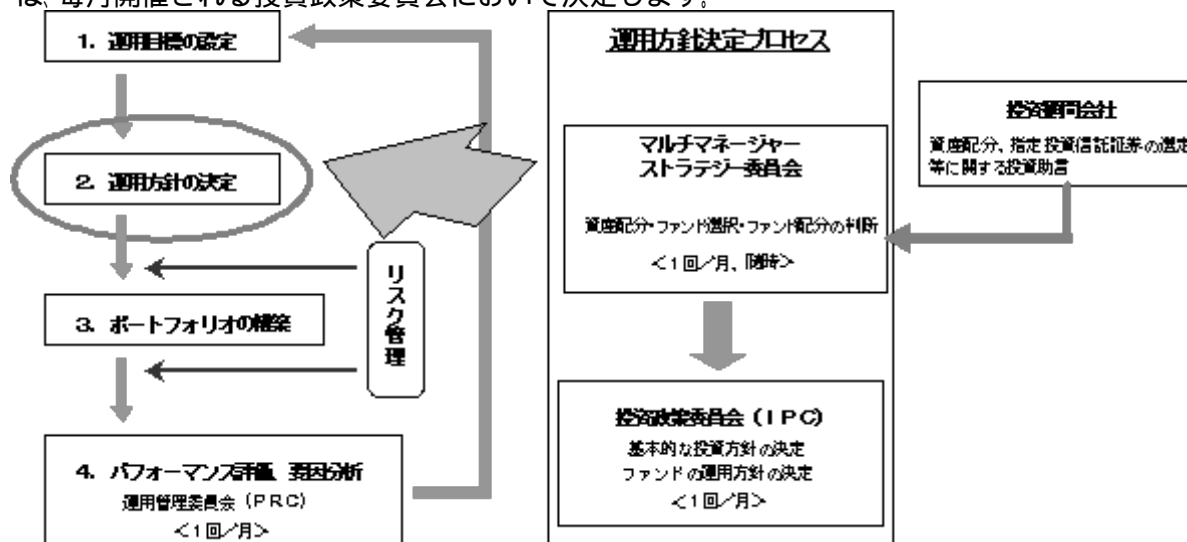
東京海上グローバルREITマザーファンド	
形態	親投資信託
運用方針	<基本方針> この投資信託は、主に世界の証券取引所上場（上場予定を含みます。以下同じ。）あるいは店頭登録（登録予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）に投資を行い、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保を目指します。
	(1) 投資対象 世界の証券取引所上場あるいは店頭登録の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
	(2) 投資態度 投資にあたっては、定性評価と定量評価の両面からの投資価値の分析を通じて個別銘柄の選定を行い、国・地域別配分および個別銘柄が保有する不動産の種類等の分散も考慮してポートフォリオの構築を行います。 S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算、円ヘッジなし）をベンチマークとして、中長期的にこれを上回る投資成果を目指します。 不動産投資信託証券の組入れ比率は、原則として高位を維持することを基本とします。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 資金動向、市況動向等の事情によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 株式への直接投資は行いません。
収益分配	無分配
信託設定日	平成19年3月13日
信託期間	無期限
決算日	年1回 原則として毎年1月15日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬等	信託報酬はかかりません。組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が信託財産から支払われます。

ファンドの 関係法人	委託会社	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
	受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
	投資顧問会社	<シービー・リチャードエリス・グローバル・リアルエステート・セキュリティーズ・エルエルシー（C B Richard Ellis Global Real Estate Securities, LLC）> シービー・リチャードエリス・グローバル・リアルエステート・セキュリティーズ社は、世界最大級の不動産サービス会社である米国シービー・リチャードエリス・グループの不動産証券専門の運用会社です。シービー・リチャードエリス・グループの世界各国に展開したネットワークから、豊富な不動産・マーケット情報・リサーチ情報を最大限活用した運用が同社の特色です。東京海上グローバルREITマザーファンドでは、同社から提供される情報を活用して東京海上アセットマネジメント投信が運用を行います。 シービー・リチャードエリス・グローバル・リアルエステート・セキュリティーズ・エルエルシーとは投資助言契約を締結しております。
ベンチマーク	S & P 先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算、円ヘッジなし）	

大量の追加設定または解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想されるとき、ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用は、投資方針に基づき、複数の投資信託証券に分散投資します。当ファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定します。



当ファンドはマルチマネージャー運用部（6名）が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門（6名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況チェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（管理本部担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。）リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3. 管理体制」をご参照ください。）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

なお、当ファンドは、三菱アセット・ブレインズ社の助言に基づき選定したCBRE Global Real Estate Securities, LLC社から運用助言を受けており、投資信託証券の選定および組入れ比率を決定します。CBRE Global Real Estate Securities, LLC社からは、原則として毎月同社から運用助言書を受領し、投資戦略を確認の上、当ファンドの投資方針を決定します。市場環境等に変化が生じた場合は、随時、電話会議等を行い、投資方針の見直し等を行います。

三菱アセット・ブレインズ社については、現地訪問等を通じて、助言内容の優位性、リスク管理能力、法令等の遵守状況、信用力等について継続的に確認しています。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書（SAS70）」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、平成21年2月末日現在）

(4) 【分配方針】

年1回（原則として1月15日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a. 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費（ ）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費（ ）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- （ ）諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息をいいます。

計算期末において信託財産に損失が生じた場合は、次期に繰越します。

分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、お支払いします。なお、「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

運用の基本方針に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）

- a. 株式への直接投資は行いません。
 - b. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
 - c. 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資制限（約款別紙「運用の基本方針」、約款第19条）
- a. 委託会社は、マザーファンドに属する同一銘柄の不動産投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
 - b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

公社債の借入（約款第20条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第21条）

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引（約款第22条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入（約款第28条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

1. 投資リスク

以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券を組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

当ファンドは、主に世界のREITなど値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

REITの価格変動リスク

REITの価格は、REITが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入REITの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

金利変動リスク

REITは、金利が上昇する場合、他の有価証券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。また金利の上昇は、金融機関等から借入れを行っているREITの場合、その返済負担が大きくなり、REITの価格下落や配当金の減少につながる場合があります。したがって、金利の上昇に伴い基準価額が下落することがあります。

信用リスク

REITは、信用リスク（経営や財務状況等）が悪化した場合、倒産等の状況に陥り投資した資金が回収できなくなる場合があります。また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該REITの価格が下落する場合があります。したがって、信用リスクの悪化に伴い基準価額が下落することがあります。

為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

2. その他の留意事項

(1) 一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

- ・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
- ・投資信託は保険契約および預金ではありません。
- ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ・当ファンドは、主に世界のREITを実質的な投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れたREITの値動きやそれらのREITの発行者の信用状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
- ・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

(2) 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(3) その他の留意点

一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（申込代金の預り等を含みます。）について責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

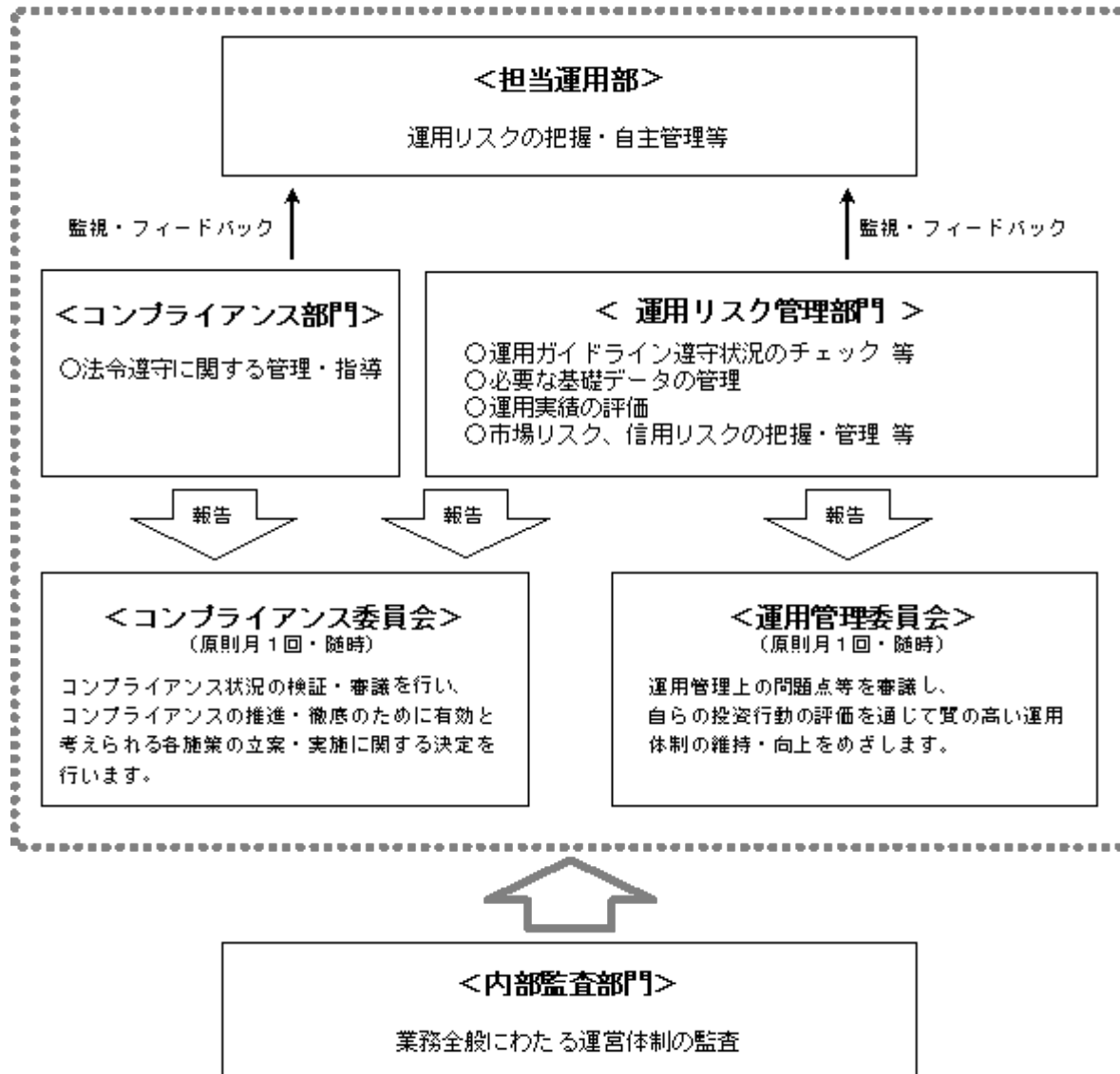
3. 管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した管理本部において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

<リスク管理体制>



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込時の手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金時（解約時）の手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率1.302%（税抜1.24%）を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分については以下の通りとします。なお、委託会社の報酬には、投資顧問会社に支払う報酬が含まれています。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.9555% (税抜0.91%)	年0.315% (税抜0.30%)	年0.0315% (税抜0.03%)

(4) 【その他の手数料等】

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は毎日、純資産総額に対し、年率0.0105%（税抜0.01%）を乗じて得た金額（ただし、年63万円（税抜60万円）の1日分相当額を上限とします。）とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用等（全て消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者たる個人、または、内国法人である受益者に対する課税については、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

< 個人の受益者に対する課税 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成22年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。ただし、普通分配金を含む上場株式等の配当等の合計額（年間1銘柄あたり1万円以下の配当金等は除きます。）が年間100万円を超える場合には確定申告が必要となります。この場合、総合課税または申告分離課税を選択することができます。申告分離課税を選択した場合の税率は、年間100万円以下の部分について10%（所得税7%、地方税3%）、年間100万円超の部分について20%（所得税15%、地方税5%）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金（1）は課税されません。

平成23年1月1日以降の源泉徴収税率は、金額にかかわらず20%（所得税15%、地方税5%）となり、申告不要制度が適用されます。申告分離課税を選択した場合の税率は、金額にかかわらず20%（所得税15%、地方税5%）となります。

解約時および償還時の譲渡益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税が行われます。譲渡所得等については、平成22年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。ただし、上場株式等にかかる譲渡所得等の合計額が年間500万円を超える場合には、税率は年間500万円以下の部分について10%（所得税7%、地方税3%）、年間500万円超の部分について20%（所得税15%、地方税5%）となり、特定口座（源泉徴収選択口座）であっても確定申告が必要となります。

平成23年1月1日以降の税率は、金額にかかわらず20%（所得税15%、地方税5%）となります。

なお、解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

< 法人の受益者に対する課税 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（2）超過額については、15%（所得税15%）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金（1）は課税されません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

（1）「特別分配金」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

（2）「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、特別分配金が支払われた際に調整されます。

5【運用状況】

以下は平成21年2月27日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	67,748,275	104.86
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		3,142,934	4.86
合計（純資産総額）		64,605,341	100.00

（ご参考：親投資信託の投資状況）

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

東京海上グローバルR E I Tマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	174,908,429	51.81
	カナダ	18,095,154	5.36
	フランス	31,655,678	9.37
	オーストラリア	34,439,392	10.20
	イギリス	22,407,936	6.63
	シンガポール	20,195,753	5.98
	オランダ	3,856,836	1.14
	ベルギー	3,183,257	0.94
	小 計	308,742,435	91.46
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		28,803,893	8.53
合計（純資産総額）		337,546,328	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄名	地域	種類	数量	帳簿価額		評価額		投資比率（％）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	東京海上グローバルR E I Tマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	230,201,413	0.3186	73,361,051	0.2943	67,748,275	104.86

投資有価証券の種類

種類	国内 / 国外	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	104.86
合 計		104.86

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（ご参考：親投資信託の投資資産）

投資有価証券の主要銘柄

東京海上グローバルR E I Tマザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	数量	帳簿価額		評価額		投資比率（％）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	WESTFIELD GROUP	オーストラリア	投資証券	35,346	782.04	27,642,148	647.49	22,886,269	6.78
2	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	投資証券	5,652	4,165.72	23,544,694	3,268.81	18,475,315	5.47

3	UNIBAIL-RODAMCO	フランス	投資証券	1,476	12,333.55	18,204,326	12,329.82	18,198,825	5.39
4	VORNADO REALTY TRUST	アメリカ	投資証券	3,959	4,954.07	19,613,188	3,406.72	13,487,213	3.99
5	PUBLIC STORAGE	アメリカ	投資証券	2,200	6,139.53	13,506,974	5,128.17	11,281,992	3.34
6	STOCKLAND	オーストラリア	投資証券	64,771	226.14	14,647,870	171.19	11,088,192	3.28
7	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	3,700	2,945.05	10,896,718	2,809.10	10,393,681	3.07
8	BRITISH LAND CO PLC	イギリス	投資証券	15,000	695.60	10,434,096	630.65	9,459,828	2.80
9	BOSTON PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	2,555	4,541.31	11,603,068	3,645.37	9,313,942	2.75
10	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES INC	アメリカ	投資証券	2,300	5,512.57	12,678,914	3,992.60	9,182,989	2.72
11	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	2,147	5,100.79	10,951,399	4,099.21	8,801,019	2.60
12	FONCIERE DES REGIONS	フランス	投資証券	1,588	5,404.00	8,581,559	4,914.53	7,804,287	2.31
13	FEDERAL REALTY INVS TRUST	アメリカ	投資証券	1,852	5,092.96	9,432,174	4,127.58	7,644,281	2.26
14	HEALTH CARE REIT INC	アメリカ	投資証券	2,442	3,500.61	8,548,513	3,086.88	7,538,169	2.23
15	VENTAS INC	アメリカ	投資証券	3,297	2,545.01	8,390,918	2,158.66	7,117,124	2.10
16	REGENCY CENTERS CORP	アメリカ	投資証券	2,600	3,626.79	9,429,666	2,643.80	6,873,891	2.03
17	DERWENT LONDON PLC	イギリス	投資証券	8,900	963.79	8,577,748	771.73	6,868,414	2.03
18	HCP INC	アメリカ	投資証券	3,600	2,118.56	7,626,832	1,845.67	6,644,428	1.96
19	CAPITAMALL TRUST	シンガポール	投資証券	74,000	95.10	7,037,400	89.39	6,615,156	1.95
20	MACERICH CO/THE	アメリカ	投資証券	5,215	1,447.58	7,549,171	1,128.72	5,886,313	1.74
21	ASCENDAS REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	シンガポール	投資証券	73,000	86.22	6,294,352	79.25	5,785,250	1.71
22	KLEPIERRE	フランス	投資証券	2,868	2,100.72	6,024,891	1,970.90	5,652,566	1.67
23	CORPORATE OFFICE PROPERTIES TRUST SBI MD	アメリカ	投資証券	2,288	2,358.19	5,395,559	2,441.33	5,585,780	1.65
24	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	3,800	1,743.95	6,627,018	1,456.39	5,534,285	1.63
25	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	投資証券	3,000	2,442.31	7,326,947	1,770.36	5,311,083	1.57
26	TANGER FACTORY OUTLET CENTRS	アメリカ	投資証券	1,768	2,908.86	5,142,881	2,756.28	4,873,113	1.44
27	DOUGLAS EMMETT INC	アメリカ	投資証券	6,226	1,005.48	6,260,160	772.69	4,810,823	1.42
28	ESSEX PROPERTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	887	6,267.66	5,559,418	5,276.84	4,680,565	1.38
29	CAPITACOMMERCIAL TRUST	シンガポール	投資証券	97,000	58.32	5,657,816	47.86	4,643,099	1.37
30	BOARDWALK REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	カナダ	投資証券	2,297	1,959.43	4,500,825	1,991.37	4,574,198	1.35

投資有価証券の種類

東京海上グローバルREITマザーファンド

種類	国内 / 国外	投資比率(%)
投資証券	国外	91.46
合 計		91.46

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】
【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
1期	(平成21年1月15日)	126	126	0.4440	0.4440
	平成20年 2月末日	15	-	1.0631	-
	平成20年 3月末日	20	-	1.0239	-
	平成20年 4月末日	56	-	1.1286	-
	平成20年 5月末日	75	-	1.1235	-

平成20年 6月末日	118	-	1.0095	-
平成20年 7月末日	199	-	1.0347	-
平成20年 8月末日	265	-	1.0282	-
平成20年 9月末日	279	-	0.9100	-
平成20年10月末日	168	-	0.5899	-
平成20年11月末日	140	-	0.4994	-
平成20年12月末日	143	-	0.5029	-
平成21年 1月末日	121	-	0.4507	-
平成21年 2月末日	64	-	0.4093	-

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期	年月日	収益率（％）（分配付）
1期	(平成21年1月15日)	55.6

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成20年1月16日 ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドは、販売会社が提供する投資一任契約に基づくラップ口座専用ファンドです。当ファンドの受益権の取得申込にあたってはラップ口座に関する基本契約書を販売会社との間で締結する、または既に締結していることが条件となります。投資一任契約に基づくラップ口座の詳細は販売会社にお問い合わせください。ただし、この信託契約締結日前の取得申込についてはこの限りではありません。以下は当ファンドの取得申込に関する標準的な取扱内容を記したものであり、販売会社が提供する投資一任契約に基づくラップ口座に関する基本契約に特段の定めがある場合は下記と異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

- (1) 毎営業日にお申込みを受け付けます。ただし、お申込み日がニューヨーク、ロンドンおよびフランクフルトの証券取引所のいずれかの休業日に該当する日には、お申込みの受付を行いません。
- (2) 申込方法には収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

- (3) 取得時のお申込み単位は以下の通りです。
 分配金受取りコース 1口以上1口単位
 分配金再投資コース 1円以上1円単位
 販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。また、販売会社により取扱うコースが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (4) 取得申込の受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱となります。
- (5) 受益権の取得申込価額は以下の通りです。
 取得申込受付日の翌営業日の基準価額
 基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。
 ・委託会社のお問い合わせ先（委託会社サービスデスク）
 東京海上アセットマネジメント投信 サービスデスク
 0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）
- (6) 取得申込にかかる手数料はありません。
- (7) 上記にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- (8) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

当ファンドは、販売会社が提供する投資一任契約に基づくラップ口座専用ファンドです。以下は当ファンドのご換金に関する標準的な取扱内容を記したものであり、販売会社が提供する投資一任契約に基づくラップ口座に関する基本契約に特段の定めがある場合は下記と異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- (2) ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。ただし、解約請求日がニューヨーク、ロンドンおよびフランクフルトの証券取引所のいずれかの休業日に該当する日には、お申込みの受付を行いません。

- (4) 解約単位は、販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (5) 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取扱いします。
- (6) 解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
信託財産留保額はありません。
- (7) 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
- (8) 解約にかかる手数料はありません。
- (9) 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から、お支払いします。
- (10) 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- (11) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- (12) 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- <主要投資対象資産の評価方法>

対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、平成20年1月16日から無期限とします。ただし、後記「(5)その他 信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年1月16日から翌年1月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（ ）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。
（ ）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が30億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受益会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b. からd. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b. からd. までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- f. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- g. 上記f. の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更」b. の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- i. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からd. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

運用報告書

毎決算後、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。なお、期間中に行った信託約款の変更等のうち、委託会社が重要と判断した事項については、運用報告書に記載します。

2【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

a. 収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当

該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、お支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。なお、分配金再投資コースの収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b. 償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、お支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c. 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「第2 手続等」の「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

d. 買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第1期計算期間（平成20年1月16日から平成21年1月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

世界REITベストセレクション・ラップ（為替ヘッジなし）

(1)【貸借対照表】

		第1期 平成21年1月15日現在
区分	注記 番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券		127,655,769
流動資産合計		127,655,769
資産合計		127,655,769
負債の部		
流動負債		
未払解約金		82,116
未払受託者報酬		31,194
未払委託者報酬		1,258,134
その他未払費用		10,314
流動負債合計		1,381,758
負債合計		1,381,758
純資産の部		
元本等		

元本	1	284,375,734
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2	158,101,723
（分配準備積立金）		-
元本等合計		126,274,011
純資産合計		126,274,011
負債純資産合計		127,655,769

(2)【損益及び剰余金計算書】

		第1期 自 平成20年1月16日 至 平成21年1月15日
区分	注記 番号	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益		182,480,638
営業収益合計		182,480,638
営業費用		
受託者報酬		39,076
委託者報酬		1,575,758
その他費用		12,842
営業費用合計		1,627,676
営業利益又は営業損失（ ）		184,108,314
経常利益又は経常損失（ ）		184,108,314
当期純利益又は当期純損失（ ）		184,108,314
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額（ ）		24,098,765
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		4,445,638
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		4,445,638
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,537,812
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		2,537,812
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		-
分配金	1	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		158,101,723

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第1期 自 平成20年1月16日 至 平成21年1月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に 基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第1期 平成21年1月15日現在
1. 1 期首元本額	1,000,000 円
期中追加設定元本額	368,595,651 円
期中一部解約元本額	85,219,917 円
2. 1 計算期間末日における 受益権の総数	284,375,734 口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は158,101,723円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 平成20年1月16日 至 平成21年1月15日
1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(0円)及び分配準備積立金(0円)より、分配対象額は0円(1万口当たり0.00円)であるため、分配を行っておりません。

（有価証券に関する注記）

第1期（平成21年1月15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	127,655,769	156,606,561
合計	127,655,769	156,606,561

（1口当たり情報に関する注記）

第1期 平成21年1月15日現在	
1 口当たり純資産額	0.4440円
(1万口当たり純資産額	4,440円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	東京海上グローバルREIT マザーファンド	400,425,876	127,655,769	
合 計		400,425,876	127,655,769	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（ご参考）

当ファンドは、「東京海上グローバルＲＥＩＴマザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「東京海上グローバルＲＥＩＴマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

[平成21年1月15日現在]		
区分	注記番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		1,616,226
コール・ローン		18,542,197
投資証券		450,995,365
未収配当金		3,043,654
未収利息		52
流動資産合計		474,197,494
資産合計		474,197,494
負債の部		
流動負債		
未払解約金		3,000,000
流動負債合計		3,000,000
負債合計		3,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	1	1,478,205,242
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	2	1,007,007,748
元本等合計		471,197,494
純資産合計		471,197,494
負債純資産合計		474,197,494

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自 平成20年1月16日 至 平成21年1月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの仲値をもとに計算しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
----------------------------	---

（貸借対照表に関する注記）

区分	[平成21年1月15日現在]
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,524,572,929 円
同期中における追加設定元本額	1,149,689,977 円
同期中における一部解約元本額	1,196,057,664 円
同期末における元本額	1,478,205,242 円
元本の内訳 *	
世界4資産ベストセレクション・ラップ	757,190,195 円
世界REITベストセレクション・ラップ（為替ヘッジなし）	400,425,876 円
世界REITベストセレクション・ラップ（為替ヘッジあり）	320,589,171 円
計	1,478,205,242 円
2. 1 本書における開示対象ファンドの計算期間末における当該親投資信託の受益権の総数	1,478,205,242 口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,007,007,748円であります。

(注)*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

(平成21年1月15日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	450,995,365	262,542,923
合計	450,995,365	262,542,923

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間（平成20年1月16日から平成21年1月15日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の状況に関する事項

区分	自 平成20年1月16日 至 平成21年1月15日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。
2. 取引に対する取り組み方針と取引の利用目的	通貨に関して為替予約を保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取り又は支払いのために行っております。なお、レバレッジを掛けたりリスクの高い運用は行っておりません。

3.取引に係るリスクの内容	為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い金融機関等であるため、信用リスクはほとんどないと判断しております。
4.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた信託約款及び社内規定に基づき行っております。
5.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

[平成21年1月15日現在]	
本書における開示対象ファンドの期末における1口当たり純資産額	0.3188円
（1万口当たり純資産額 3,188円）	

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル		口	米ドル	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES INC	2,300	129,628.00	
		AMB PROPERTY CORP	3,100	57,877.00	
		AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES INC	3,500	68,180.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	2,760	143,851.20	
		BOSTON PROPERTIES INC	3,755	174,344.65	
		CORPORATE OFFICE PROPERTIES TRUST SBI MD	3,288	79,273.68	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	4,700	141,517.00	
		DOUGLAS EMMETT INC	6,226	64,003.28	
		EQUITY RESIDENTIAL	3,000	74,910.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,487	95,286.96	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	2,652	138,089.64	
		HCP INC	4,600	99,636.00	
		HEALTH CARE REIT INC	3,242	116,031.18	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	5,400	96,282.00	
		MACERICH CO/THE	6,215	91,982.00	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	15,000	75,750.00	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS INC	3,000	39,900.00	
		PUBLIC STORAGE	3,000	188,790.00	
		REGENCY CENTERS CORP	2,600	96,408.00	

	SIMON PROPERTY GROUP INC	7,252	308,862.68	
	SL GREEN REALTY CORP	2,998	52,165.20	
	TANGER FACTORY OUTLET CENTRS	3,368	100,164.32	
	TAUBMAN CENTERS INC	2,404	49,306.04	
	VENTAS INC	4,797	124,817.94	
	VORNADO REALTY TRUST	4,359	220,783.35	
米ドル小計		105,003	2,827,840.12 (252,356,452)	
	銘柄数	25		
	比 率	53.6%	56.0%	
加ドル		□	加ドル	
	ALLIED PROPERTIES REAL ESTATE IT	5,049	62,304.66	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	2,997	75,374.55	
	CALLOWAY REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	6,319	74,627.39	
	CHARTWELL SENIORS HOUSING REAL ESTATE IT	14,500	72,935.00	
	DUNDEE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	4,000	43,680.00	
加ドル小計		32,865	328,921.60 (23,596,835)	
	銘柄数	5		
	比 率	5.0%	5.2%	
ユーロ		□	ユーロ	
	FONCIERE DES REGIONS	2,188	95,178.00	
	KLEPIERRE	3,868	65,427.22	
	UNIBAIL-RODAMCO	2,376	235,901.16	
	VASTNED RETAIL NV	12	396.00	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	1,602	51,744.60	
	WERELDHAVE NV	860	49,110.30	
ユーロ小計		10,906	497,757.28 (58,600,964)	
	銘柄数	6		
	比 率	12.4%	13.0%	
英ポンド		□	英ポンド	
	BIG YELLOW GROUP PLC	23,100	52,090.50	
	BRITISH LAND CO PLC	15,000	74,700.00	
	DERWENT LONDON PLC	8,900	61,410.00	
	HAMMERSON PLC	3,000	14,820.00	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	9,191	74,630.92	
英ポンド小計		59,191	277,651.42 (36,194,639)	
	銘柄数	5		
	比 率	7.7%	8.0%	
豪ドル		□	豪ドル	

		ING INDUSTRIAL FUND	80,000	14,000.00	
		STOCKLAND	75,771	271,260.18	
		WESTFIELD GROUP	42,846	539,859.60	
	豪ドル小計		198,617	825,119.78 (48,756,327)	
		銘柄数	3		
		比 率	10.3%	10.8%	
	シンガポールドル		口	シンガポールドル	
		ASCENDAS REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	89,000	121,040.00	
		CAPITACOMMERCIAL TRUST	124,000	114,700.00	
		CAPITAMALL TRUST	119,000	179,690.00	
		SUNTEC REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	153,000	111,690.00	
	シンガポールドル小計		485,000	527,120.00 (31,490,148)	
		銘柄数	4		
		比 率	6.7%	7.0%	
投資証券 合計				円 450,995,365 (450,995,365)	
合 計				円 450,995,365 (450,995,365)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年2月27日現在

種類	金額
資産総額	104,369,539 円
負債総額	39,764,198 円
純資産総額（ - ）	64,605,341 円
発行済数量	157,839,544 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.4093 円

（ご参考：親投資信託の現況）

純資産額計算書

東京海上グローバルREITマザーファンド

平成21年2月27日現在

種類	金額
----	----

資産総額	417,090,205 円
負債総額	79,543,877 円
純資産総額（ - ）	337,546,328 円
発行済数量	1,146,935,672 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.2943 円

第 5 【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
1期	369,595,651	85,219,917	284,375,734

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

平成21年2月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。平成19年3月26日に資本金を2億円から20億円に、発行済株式総数を2,300株から38,300株に変更しています。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。

運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

売買の執行はトレーディング部が行います。

運用部門とは独立した管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、管理本部担当役員を委員長とし運用管理室を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年2月27日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	1	3,613
追加型株式投資信託	71	1,049,759
単位型公社債投資信託	7	22,845
単位型株式投資信託	0	0
合計	79	1,076,218

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、第22期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しており、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第22期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

	注記 番号	第22期 平成19年3月31日現在			第23期 平成20年3月31日現在		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金・預金	* 2	4,584,543			4,231,477		
前払費用		80,968			78,958		
未収委託者報酬		707,017			975,961		
未収収益		1,275,327			1,650,556		
繰延税金資産		102,982			159,722		
立替金		4,250			-		
その他の流動資産		9,918			19,119		
貸倒引当金		987			1,310		
流動資産計			6,764,021	92.8		7,114,488	91.1
固定資産							
有形固定資産	* 1	185,574			301,094		
建物		118,742			139,777		
器具備品		66,832			161,316		
無形固定資産		3,144			3,144		
電話加入権		3,144			3,144		
投資その他の資産		336,505			387,070		
投資有価証券		31,976			59,508		
関係会社株式		249,822			249,822		
長期前払費用		2,880			3,307		
預託金		1,000			-		
繰延税金資産		47,915			71,521		
その他の投資等		2,912			2,912		
貸倒引当金		1			1		
固定資産計			525,224	7.2		691,308	8.9
資産合計			7,289,245	100.0		7,805,796	100.0
(負債の部)							
流動負債							
預り金	* 2	14,388			10,917		
未払金		571,317			722,165		
未払手数料		181,898			230,963		
その他未払金		389,418			491,202		
未払費用	* 2	43,779			38,125		
未払消費税等		93,774			98,198		
未払法人税等		582,000			902,000		
前受収益		42,331			34,111		
賞与引当金		97,109			172,109		
その他の流動負債		3			-		
流動負債計			1,444,704	19.8		1,977,627	25.3
固定負債							
退職給付引当金		45,353			54,899		
役員退職慰労引当金		4,400			8,500		
固定負債計			49,753	0.7		63,399	0.8
負債合計			1,494,457	20.5		2,041,027	26.1
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			2,000,000	27.4		2,000,000	25.6
利益剰余金			3,794,802	52.1		3,764,764	48.3
利益準備金		22,000			202,000		
その他利益剰余金		3,772,802			3,562,764		
繰越利益剰余金		3,772,802			3,562,764		
株主資本合計			5,794,802	79.5		5,764,764	73.9
評価・換算差額等							

その他有価証券評価差額金			13	0.0		4	0.0
評価・換算差額等合計			13	0.0		4	0.0
純資産合計			5,794,788	79.5		5,764,769	73.9
負債・純資産合計			7,289,245	100.0		7,805,796	100.0

(2) 【損益計算書】

	注記 番号	第22期 自 平成18年4月 1 日 至 平成19年3月31日			第23期 自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31日		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
委託者報酬		3,076,488			3,986,650		
投資顧問料		4,597,432			5,712,138		
その他営業収益		2,872			1,926		
営業収益計			7,676,793	100.0		9,700,715	100.0
営業費用							
支払手数料		980,232			1,203,618		
広告宣伝費		45,347			55,886		
公告費		6,758			-		
受益証券発行費		700			-		
調査費		1,556,741			2,319,345		
調査費		468,118			699,568		
委託調査費	* 2	1,088,622			1,619,777		
委託計算費		110,931			110,847		
営業雑経費		90,591			112,341		
通信費		11,975			19,883		
印刷費		57,739			70,131		
協会費		2,923			4,174		
諸会費		11,686			11,720		
図書費		6,265			6,432		
営業費用計			2,791,301	36.4		3,802,039	39.2
一般管理費							
給料		1,621,347			1,720,756		
役員報酬	* 1	70,912			69,043		
給料・手当	* 2	1,051,836			1,139,769		
賞与		498,598			511,944		
交際費		6,853			26,212		
旅費交通費		72,616			88,442		
租税公課		49,768			36,874		
不動産賃借料		176,077			198,237		
役員退職慰労引当金繰入		3,320			4,100		
退職給付費用		55,126			57,535		
貸倒引当金繰入		372			322		
賞与引当金繰入		97,109			172,109		
固定資産減価償却費		44,113			71,152		
法定福利費		169,089			203,509		
福利厚生費		4,029			5,025		
諸経費		173,522			288,103		
一般管理費計			2,473,346	32.2		2,872,382	29.6
営業利益			2,412,145	31.4		3,026,293	31.2
営業外収益							
受取配当金	* 2	50,879			64,745		
受取利息		0			0		
雑益		3,019			830		
営業外収益計			53,898	0.7		65,575	0.6
営業外費用							
雑損		41,715			4,002		
営業外費用計			41,715	0.5		4,002	0.0
経常利益			2,424,329	31.6		3,087,865	31.8
特別利益							
投資有価証券売却益		159			252		
特別利益計			159	0.0		252	0.0

特別損失							
建物除却損		37,533			1,556		
器具備品除却損		210			2,777		
ソフトウェア除却損		22,500			-		
投資有価証券売却損		-			252		
特別損失計			60,244	0.8		4,585	0.0
税引前当期純利益			2,364,244	30.8		3,083,531	31.8
法人税等	* 3	970,518			-		
法人税、住民税及び事業税		-			1,393,927		
法人税等調整額		13,650	956,867	12.5	80,358	1,313,569	13.6
当期純利益			1,407,376	18.3		1,769,962	18.2

(3) 【株主資本等変動計算書】

第22期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金 (千円)	利益剰余金			株主資本合計 (千円)
		利益 準備金 (千円)	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 (千円)	利益剰余金 合計 (千円)	
平成18年3月31日 残高	200,000	22,000	2,365,425	2,387,425	2,587,425
事業年度中の変動額					
新株の発行	1,800,000	-	-	-	1,800,000
当期純利益	-	-	1,407,376	1,407,376	1,407,376
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	1,800,000	-	1,407,376	1,407,376	3,207,376
平成19年3月31日 残高	2,000,000	22,000	3,772,802	3,794,802	5,794,802

	評価・換算差額等		純資産合計 (千円)
	その他有価証券 評価差額金 (千円)	評価・換算 差額等合計 (千円)	
平成18年3月31日 残高	63	63	2,587,489
事業年度中の変動額			
新株の発行	-	-	1,800,000
当期純利益	-	-	1,407,376
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	77	77	77
事業年度中の変動額合計	77	77	3,207,299
平成19年3月31日 残高	13	13	5,794,788

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本				
	資本金 (千円)	利益剰余金			株主資本合計 (千円)
		利益 準備金 (千円)	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 (千円)	利益剰余金 合計 (千円)	
平成19年3月31日 残高	2,000,000	22,000	3,772,802	3,794,802	5,794,802
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	180,000	1,980,000	1,800,000	1,800,000
当期純利益	-	-	1,769,962	1,769,962	1,769,962
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	180,000	210,037	30,037	30,037
平成20年3月31日 残高	2,000,000	202,000	3,562,764	3,764,764	5,764,764

	評価・換算差額等		純資産合計 (千円)
	その他有価証券 評価差額金 (千円)	評価・換算 差額等合計 (千円)	

平成19年 3 月31日 残高	13	13	5,794,788
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	1,800,000
当期純利益	-	-	1,769,962
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）	18	18	18
事業年度中の変動額合計	18	18	30,018
平成20年 3 月31日 残高	4	4	5,764,769

重要な会計方針

第22期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第23期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日
1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法 2．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、少額固定資産（取得価格が10万円以上20万円未満の資産）については3年間で均等償却する方法を採用しております。	1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 2．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、少額固定資産（取得価格が10万円以上20万円未満の資産）については3年間で均等償却する方法を採用しております。 （追加情報） 法人税法改正に伴い、平成19年 3 月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価格の5％に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価格の5％相当額と備忘価格との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ120千円減少しております。
(2) 長期前払費用 定額法	(2) 長期前払費用 同左
3．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金	3．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 4．繰延資産の処理方法 新株式交付費は支出時に全額費用処理しております。 5．リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 6．消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	同左 ----- ----- 4．消費税等の会計処理方法 同左
---	---

会計方針の変更

第22期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第23期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等） 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は5,794,788千円であります。 -----	----- （有形固定資産の減価償却方法の変更） 法人税法の改正に伴い、当期より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ7,194千円減少しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第22期 平成19年3月31日現在	第23期 平成20年3月31日現在								
* 1．有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>181,824千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>150,398千円</td></tr> </table> * 2．関係会社に対する主な資産・負債 区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。	建物	181,824千円	器具備品	150,398千円	* 1．有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>201,815千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>182,625千円</td></tr> </table> * 2．関係会社に対する主な資産・負債 区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。	建物	201,815千円	器具備品	182,625千円
建物	181,824千円								
器具備品	150,398千円								
建物	201,815千円								
器具備品	182,625千円								

前払費用 (うち支配株主に対するもの	901千円 901千円)	未払金 (うち支配株主に対するもの	110,735千円 98,267千円)
		(うち子会社に対するもの	12,467千円)
未払金 (うち支配株主に対するもの	80,247千円 43,630千円)		
(うち子会社に対するもの	36,617千円)		
前受収益 (うち支配株主に対するもの	140千円 140千円)		

(損益計算書関係)

第22期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第23期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
* 1 . 役員報酬の限度額は次の通りであります。 取締役 年額 200,000千円以内	-----
* 2 . 関係会社との主な取引高は次の通りであります。 給与・手当 469,133千円 委託調査費 754,919千円 受取配当金 50,879千円	* 2 . 関係会社との主な取引高は次の通りであります。 給与・手当 427,876千円 委託調査費 1,134,095千円 受取配当金 64,723千円
* 3 . 法人税等の内訳 法人税等には住民税及び事業税の所得割が含まれております。	-----

(株主資本等変動計算書関係)

第22期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	平成18年3月31日 現在	増加	減少	平成19年3月31日 現在
普通株式（株）	2,300	36,000	-	38,300

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

第三者割当増資に伴う新株の発行による増加 36,000株

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	平成19年3月31日 現在	増加	減少	平成20年3月31日 現在
普通株式（株）	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成19年11月27日の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類 普通株式
 配当金の総額 1,800,000千円
 1株当たり配当額 46,997円
 基準日 平成19年3月31日
 効力発生日 平成19年11月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成20年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類 普通株式
 配当金の総額 403,528千円
 配当の原資 利益剰余金
 1株当たり配当額 10,536円
 基準日 平成20年3月31日

効力発生日

平成20年 7 月 1 日

（リース取引関係）

第22期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日				第23期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引							
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額							
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	-----			
器具備品	-	-	-				
合計	-	-	-				
(2) 未経過リース料期末残高相当額							
1 年内				- 千円			
1 年超				- 千円			
合計				- 千円			
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額							
支払リース料				321千円			
減価償却費相当額				309千円			
支払利息相当額				3千円			
(4) 減価償却費相当額の算定方法							
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				-----			
(5) 利息相当額の算定方法							
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				-----			

（有価証券関係）

第22期 平成19年 3 月31日現在	第23期 平成20年 3 月31日現在
1. その他有価証券で時価のあるもの	1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの			
証券投資 信託	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないもの			
証券投資 信託	2,000	1,976	23
小計	2,000	1,976	23
合計	2,000	1,976	23

2. 時価評価されていない有価証券

区分	貸借対照表 計上額
(1) 子会社株式及び関連会社 株式	
子会社株式	221,595千円
関連会社株式	28,227千円
合計	249,822千円
(2) その他有価証券	
非上場株式	30,000千円

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	第22期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
売却額	4,159千円
売却益の合計額	159千円

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(退職給付関係)

第22期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第23期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
1. 採用している退職給付制度の概要 退職金制度及び確定拠出年金制度を採用して おります。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項	2. 退職給付債務に関する事項

区分	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの			
証券投資 信託	3,000	3,046	46
小計	3,000	3,046	46
貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないもの			
証券投資 信託	26,500	26,462	37
小計	26,500	26,462	37
合計	29,500	29,508	8

2. 時価評価されていない有価証券

区分	貸借対照表 計上額
(1) 子会社株式及び関連会社 株式	
子会社株式	221,595千円
関連会社株式	28,227千円
合計	249,822千円
(2) その他有価証券	
非上場株式	30,000千円

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	第23期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売却額	20,999千円
売却益の合計額	252千円
売却損の合計額	252千円

退職給付債務	45,353千円	退職給付債務	54,899千円
退職給付引当金	45,353千円	退職給付引当金	54,899千円
3．退職給付費用に関する事項		3．退職給付費用に関する事項	
勤務費用	42,968千円	勤務費用	40,840千円
確定拠出年金への掛金支払額	12,158千円	確定拠出年金への掛金支払額	16,694千円
退職給付費用	55,126千円	退職給付費用	57,535千円
4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項		4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
退職給付債務の計算は簡便法を採用しており、確定拠出年金部分を除く退職給付費用は「勤務費用」に計上しております。		同左	

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

	第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)
繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	1,790千円	3,458千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	18,454千円	22,338千円
未払金（出向者）	11,915千円	10,412千円
賞与引当金損金算入限度超過額	39,514千円	70,031千円
未払法定福利費否認	2,890千円	6,285千円
未払事業所税否認	2,161千円	2,302千円
未払事業税否認	45,589千円	69,534千円
ソフトウェア償却超過額	27,305千円	45,371千円
貸倒引当金	401千円	533千円
未払確定拠出年金移換金	55千円	-
未払確定拠出年金	456千円	623千円
電話加入権	355千円	355千円
繰延税金資産小計	150,888千円	231,247千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	150,888千円	231,247千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	9千円	3千円
繰延税金負債合計	9千円	3千円
繰延税金資産の純額	150,898千円	231,244千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。	同左

（関連当事者との取引）

第22期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決権 の 被所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	東京海上日 動火災保険 株式会社	東京都 千代田区 丸の内	101,994,694	損害 保険業	直接 100%	兼任 1名	営業上 の 取引	出向者 給与の 負担	473,947	-	-
								投資信 託の手 数料	270,716	未払金	43,630

* 取引条件は、一般的な取引条件と同等であります。

* 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 役員及び個人主要株主等
重要な取引はありません。

(3) 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決権 の 所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
関連 会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・London	300千	投資 顧問業	直接 50%	兼任 1名	運用の 再委任	調査費	488,812	未払金	192,363
								配当	50,879	受取 配当金	-

* 取引条件は、一般的な取引条件と同等であります。

* 取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(4) 兄弟会社等
重要な取引はありません。

第23期（自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等
重要な取引はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等
重要な取引はありません。

(3) 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決権 の 所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
関連 会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・London	300千	金融商品 取引業	直接 50%	兼任 1名	運用の 再委任	委託 調査費	917,131	未払金	290,913

* 取引条件は、一般的な取引条件と同等であります。

* 取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(4) 兄弟会社等
重要な取引はありません。

(1 株当たり情報)

	第22期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第23期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日
1 株当たり純資産額	151,299円96銭	150,516円18銭
1 株当たり当期純利益 金額	486,813円14銭	46,213円13銭

	(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。 (注) 2 . 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。 当期純利益 1,407,376千円 普通株主に 帰属しない金額 - 普通株式に係る 当期純利益 1,407,376千円 期中平均株式数 2,891株	(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。 (注) 2 . 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。 当期純利益 1,769,962千円 普通株主に 帰属しない金額 - 普通株式に係る 当期純利益 1,769,962千円 期中平均株式数 38,300株
--	---	--

中間財務諸表
(イ) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成20年9月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金		4,089,827
前払費用		142,386
未収委託者報酬		1,245,657
未収収益		2,056,961
繰延税金資産		209,407
その他の流動資産		17,758
貸倒引当金		1,651
流動資産計		7,760,347
固定資産		
有形固定資産	* 1	277,561
建物		142,638
器具備品		134,922
無形固定資産		3,144
電話加入権		3,144
投資その他の資産		383,282
投資有価証券		41,894
関係会社株式		249,822
長期前払費用		6,281
その他の投資等		2,912
繰延税金資産		82,372
貸倒引当金		1
固定資産計		663,988
資産合計		8,424,335
負債の部		
流動負債		
預り金		16,437
未払金		1,020,168
未払手数料		242,142
その他未払金		778,026
未払費用		39,598
未払消費税等	* 2	58,843
未払法人税等		660,000
前受収益		19,610
仮受金		3
賞与引当金		352,496
流動負債計		2,167,158
固定負債		
退職給付引当金		78,394
役員退職慰労引当金		10,710
固定負債計		89,104
負債合計		2,256,262
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000

利益剰余金	4,169,025
利益準備金	242,352
その他利益剰余金	3,926,672
繰越利益剰余金	3,926,672
利益剰余金合計	4,169,025
株主資本合計	6,169,025
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	952
評価・換算差額等合計	952
純資産合計	6,168,072
負債・純資産合計	8,424,335

（口）中間損益計算書

（単位：千円）

当中間会計期間末 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日）	
営業収益	
委託者報酬	2,112,106
運用受託報酬	2,753,128
投資助言報酬	5,173
その他営業収益	736
営業収益計	4,871,145
営業費用	
支払手数料	575,782
広告宣伝費	16,232
公告費	2,529
調査費	1,205,989
調査費	381,826
委託調査費	824,162
委託計算費	48,984
営業雑経費	56,700
通信費	13,642
印刷費	34,306
協会費	3,010
諸会費	5,740
営業費用計	1,906,217
一般管理費	
給料	763,211
役員報酬	36,855
給料・手当	669,122
賞与	57,233
交際費	6,044
旅費交通費	59,769
租税公課	19,584
不動産賃借料	106,268
役員退職慰労引当金繰入	2,210
退職給付費用	34,184
貸倒引当金繰入	341
賞与引当金繰入	352,496
固定資産減価償却費	* 1 42,343
法定福利費	114,523
福利厚生費	2,964
諸経費	105,586
一般管理費計	1,609,530
営業利益	1,355,397
営業外収益	
受取配当金	40,522
受取利息	0
雑益	2,079
営業外収益計	42,601
営業外費用	
雑損	2,682
営業外費用計	2,682

経常利益	1,395,316
特別利益	
投資有価証券売却益	60
特別利益計	60
特別損失	
投資有価証券売却損	352
特別損失計	352
税引前中間純利益	1,395,025
法人税、住民税及び事業税	647,115
法人税等調整額	59,879
法人税等合計	587,236
中間純利益	807,788

(八) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

当中間会計期間末 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,000,000
当中間期変動額	-
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	2,000,000
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	202,000
当中間期変動額	
剰余金の配当	40,352
当中間期変動額合計	40,352
当中間期末残高	242,352
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	3,562,764
当中間期変動額	
剰余金の配当	443,881
中間純利益	807,788
当中間期変動額合計	363,907
当中間期末残高	3,926,672
利益剰余金合計	
前期末残高	3,764,764
当中間期変動額	
剰余金の配当	403,528
中間純利益	807,788
当中間期変動額合計	404,260
当中間期末残高	4,169,025
株主資本合計	
前期末残高	5,764,764
当中間期変動額	
剰余金の配当	403,528
中間純利益	807,788
当中間期変動額合計	404,260
当中間期末残高	6,169,025
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	4
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	957
当中間期変動額合計	957
当中間期末残高	952
評価・換算差額等合計	
前期末残高	4

当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	957
当中間期変動額合計	957
当中間期末残高	952
純資産合計	
前期末残高	5,764,769
当中間期変動額	
剰余金の配当	403,528
中間純利益	807,788
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	957
当中間期変動額合計	403,302
当中間期末残高	6,168,072

(二) 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 (1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法 ただし、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、少額固定資産（取得価格が10万円以上20万円未満の資産）については、3年間で均等償却する方法を採用しております。 (2)長期前払費用 定額法
3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
4. 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

会計方針の変更

当中間会計期間 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日）
（リース取引に関する会計基準等） 当中間会計期間から平成19年 3 月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 この変更に伴う損益に与える影響はありません。

表示方法の変更

当中間会計期間 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日）
（中間損益計算書） 前中間会計期間において「投資顧問料」として表示していたものは、当中間会計期間から投資一任契約については「運用受託報酬」、投資顧問契約については「投資助言報酬」と表示しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	当中間会計期間末 （平成20年 9 月30日現在）
1 有形固定資産の減価償却累計額	建物 212,304千円 器具備品 213,179千円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

	当中間会計期間 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日）
1 減価償却実施額	有形固定資産 42,343千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日）				
1．発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 （株）	当中間会計期間 増加 （株）	当中間会計期間 減少 （株）	当中間会計期間末 （株）
普通株式	38,300	-	-	38,300
2．配当に関する事項				

(1) 配当金支払額

平成20年6月30日定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- (イ) 配当金総額・・・・・・・・・・ 403,528千円
 (ロ) 配当の原資・・・・・・・・・・ 利益剰余金
 (ハ) 1株当たり配当額・・・・・・・・ 10,536円
 (ニ) 基準日・・・・・・・・・・ 平成20年3月31日
 (ホ) 効力発生日・・・・・・・・・・ 平成20年7月1日

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当中間会計期間末
 (平成20年9月30日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価	中間貸借対 照表計上額	差額
	千円	千円	千円
証券投資信託	13,500	11,894	1,605
合計	13,500	11,894	1,605

2. 時価評価されていない有価証券

区分	中間貸借対照表 計上額
(1) 子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	221,595千円
関連会社株式	28,227千円
合 計	249,822千円
(2) その他有価証券	
非上場株式	30,000千円

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1株当たり純資産額	161,046円28銭
1株当たり中間純利益 金額	21,091円09銭
	潜在株式調整後1株当たり中間純利 益金額については、潜在株式が存在 しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益	807,788千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式にかかる中間純利益	807,788千円
期中平均株式数	38,300株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「関係者」といいます。）において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「関係者」といいます。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記「関係者」に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 中央三井アセット信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- ・資本金の額 11,000百万円（平成20年9月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 51,000百万円（平成20年9月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（注1）	事業の内容
新光証券株式会社（注2）	125,167百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（注1）平成20年9月末日現在。

（注2）新光証券株式会社は、平成21年5月7日にみずほ証券株式会社と合併し、みずほ証券株式会社となる予定です。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

3【資本関係】

資本関係はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、当ファンドに係る以下の書類を関東財務局長宛に提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書の訂正届出書	平成20年10月15日
半期報告書	平成20年10月15日

独立監査人の監査報告書

平成21年3月4日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界REITベストセレクション・ラップ（為替ヘッジなし）の平成20年1月16日から平成21年1月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界REITベストセレクション・ラップ（為替ヘッジなし）の平成21年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

東京海上アセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

あらた 監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鶴田 光夫
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奈良 昌彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月26日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御 中**あらた監査法人**指 定 社 員 公 認 会 計 士 鶴 田 光 夫
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公 認 会 計 士 奈 良 昌 彦
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月29日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

あらた 監査法人

代表社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。